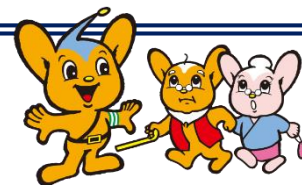


交通安全教育指導要領



令和2年
警視庁交通部

「歩行者編」指導ポイント

- 道路を横断する時は、横断歩道を利用し、車が止まったことを確認してから渡る。
- 青信号でもすぐに横断せず、左右の安全確認をする。また、横断中も右折車両や左折車両などに注意する。
- 次の行為は交通違反です。
 - ・ 信号無視 ・ 横断禁止場所横断
 - ・ 斜め横断 ・ 走行車両や駐車車両の直前直後の横断
- 外出時は、明るい服の着用と反射材を身に付ける。

「自転車編」指導ポイント

- 自転車は車道通行が原則ですが、
 - ・ 70歳以上の方が自転車を運転するとき
 - ・ 歩道に「自転車通行可」の標識があるとき等は、歩道通行可のため、歩道を通行する。
- 車道を通行する時は、道路の左側を通行する。
- 歩道を通行する時は、歩行者優先で車道寄りを徐行する。
- 次の行為は交通違反です。
 - ・ 一時不停止 ・ 信号無視 ・ 飲酒運転
 - ・ 無灯火 ・ 並進走行 ・ 傘差し運転 等
- 交通事故による被害を軽減するため、自転車用ヘルメットの着用に努める。
- 自転車を利用する際は、対人賠償保険等への加入義務がある。



仕事に向かう途中や
帰宅中は、特に注意！